

平成27年度「国際性に富む人材育成留学事業」募集要項 (一般・大学・短大・専門学校対象)

沖縄県教育委員会は、国際性と個性を涵養し、グローバルに活躍出来る人材育成を図るため、「国際性に富む人材育成留学事業」を実施し、国外の短大、四年制大学、大学院へ沖縄の専門学校生、大学生、大学院生、社会人を派遣します。当該事業を理解し留学を希望する者を次の通り募集します。

*募集・選考業務は一般社団法人沖縄県留学振興会（以下「振興会」という。）に委託しています。

1. 留学先

留学先は、国外の短大、大学、大学院又は研究機関等とします。国外の高等教育機関が運営する通信課程や、大学間交換留学制度を通じての派遣については該当しません。

2. 留学の種別、派遣期間、募集人数及び募集方法

種別	派遣期間	募集人数	募集方法
修士課程	2年程度	10名程度	公募
1年課程	1年	15名程度	公募
6ヶ月課程	6ヶ月	2名程度	公募

(注) 本事業は、平成27年度県予算の成立を前提として募集しています。また、募集人数は応募状況によって変更することがあります。

3. 対象分野

対象とする専門分野は、(1)本県の振興に貢献度が高い専門分野、(2)沖縄の特性を活かした専門分野での学習が望まれます。

主な専門分野は次のとおりです。

情報通信、バイオ技術、海洋科学、環境科学、都市計画、気象、国際ビジネス、国際経済、国際関係、太平洋島嶼国開発、観光、保健・医療・福祉、教育、文化・芸術等

4. 応募資格

以下(1)の要件を満たし、かつ(2)～(6)のすべての要件を満たす者

(1) 日本国籍を有し、次のいずれかに該当する者

- ① 沖縄県に本籍を有し、過去または現在において、沖縄県に1年以上居住事実のある者又はその子女
- ② 沖縄県に住所を有し、平成26年4月1日現在引き続き7年以上沖縄県に居住している者又はその子女
- ③ 現在沖縄県内の大学、短大、専門学校に在籍している者、且つ卒業後も沖縄県内への居住を希望する者。又は沖縄県内の大学、短大、専門学校を卒業後県内に居住している者

(2) 平成26年4月1日現在の年齢が原則として40歳以下の者

(3) 学業、人物ともに優秀であること。また、学歴については次の要件を満たす者

種別	学歴・資格
修士課程	学士号取得者以上の者又は平成27年3月末までに取得見込みの者 (海外の大学にあつては平成27年6月末)
1年課程	専門学校及び短大・大学の在籍中の者又は卒業以上の者、海外の専門学校及び短大・大学に在籍中の者又は卒業以上の者
6ヶ月課程	専門学校及び短大・大学の在籍中の者又は卒業以上の者、海外の専門学校及び短大・大学に在籍中の者又は卒業以上の者

(4) 語学能力については、次の水準以上であること

- ① 派遣先(短大、大学、大学院又は研究機関)が求める語学能力が具体的点数として明記されている場合は、派遣先が明記する語学能力以上であること
- ② 派遣先が求める語学能力について具体的点数が明記されていない場合は、派遣先で学位取得又は専門分野の研究遂行に十分な語学能力を有すると認められること
- ③ 前項を満たさない者であつては、語学研修研鑽後、十分な語学能力に達すると認められること

(5) 心身ともに健康であること

(6) 将来の沖縄県振興のために寄与する意志があること

(注1)過去に本事業において助成を受けた者について、本募集要項2における同じ「種別」での再応募は認められない

(注2)国や他の自治体が主催する給付型の公的奨学制度との重複は認められない

5. 応募手続

応募希望者は、所定様式をダウンロードし、次の出願書類等を提出してください。また、応募書類はお返しすることはできませんので写しを保管しておいてください。

必要な様式については、下記沖縄県留学振興会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.opsac.jp>

出願書類		留意事項
(1)	申請書 (所定様式)	申請書は、パソコンを使用し所定様式に合わせて作成して下さい。
(2)	応募承諾書 (所定様式)	①定職者のみ提出してください。 ②各教育機関又は事業所への提出は、期間に余裕をもって行って下さい。 ③応募承諾書中の代表者については、次のとおりです。 ア 経済・産業団体、大学及び市町村等の職員にあつては、任命権者（雇用主、団体長、学長及び市町村長）とします。 イ 沖縄県職員にあつては、沖縄県知事とします。 ウ 沖縄県教育庁職員又は県立学校及び公立の小中学校の教職員にあつては沖縄県教育委員会教育長とします。
(3)	成績証明書	① 卒業した者は最終取得学位の成績証明書を提出してください。 ② 在学中の者は平成26年度直近までの成績証明書を提出してください。 ③ 最終取得学位以外に修士号、学士号又は準学士号を取得している者は、取得学位全ての成績証明書を併せて提出してください。
(4)	小論文	次のテーマについて1,200字程度で作成してください。 テーマ「私の留学成果を沖縄県21世紀ビジョンにどう活かしていくか」 ・表題はこのテーマに沿っていれば自由です。 ・パソコンを使用して作成して下さい。
(5)	語学能力	① 英語圏への留学希望者 ア 平成26年8月以前（2年以内）に受験した方はTOEFL又はIELTSの公式スコアの写しを提出してください。 イ 第一次合格内定者で公式スコアの写しが未提出だった者は、平成26年10月4日までに提出してください。 (公式スコアの写しを上記期日までに提出できない場合は、合格内定を取り消します。)

		<p>ウ 過去5年以内に英語圏の四年制大学又は修士課程を卒業した者又は卒業見込みの者は、公式スコアの提出を免除します。</p> <p>エ 希望留学先の高等教育機関が日本英語検定協会（英検）による入学審査を採用している場合には、必要とされている英検の合格証書の写しを平成26年10月4日までに提出してください。TOEFL 又は IELTS の公式スコアは不要となります。</p> <p>② 英語圏以外の留学希望者 国内で実施している当該国言語の検定試験の級・点数等スコアの写し、又は英語圏以外の高等教育機関で英語能力による入学が認められている留学先を希望される方は①を提出してください。</p>
(6)	住民票謄本	<p>① 沖縄県に本籍を有し、過去または現在において、沖縄県に1年以上居住事実のある者又はその子女の場合 ア 3ヶ月以内に発行された住民票謄本（本籍地記載）を提出して下さい。</p> <p>② 沖縄県に住所を有し、平成26年4月1日現在引き続き7年以上沖縄県に居住している者又はその子女の場合 ア 3ヶ月以内に発行された住民票謄本を提出してください。 イ 県外在住者の場合は、県内に居住する父母の住民票謄本も提出して下さい。 ウ 過去7年間の居住記録があるものとします。</p> <p>③ 現在沖縄県内の大学、短大、専門学校に在籍している者、又は卒業後県内に居住している者の場合 ア 3ヶ月以内に発行された住民票謄本を提出してください。</p>
(7)	証明写真	<p>① 6ヶ月以内に撮影した写真3枚（縦4.5cm×横3.5cm） ② 写真の裏面に、氏名を記入してください。 ③ 内1枚は、申請書に貼り付けてください。</p>
(8)	受験料	<p>受験料7,800円を以下の口座に平成26年8月29日までにお振込みください。 琉球銀行 泊支店（306）普通422042 一般社団法人沖縄県留学振興会</p>

(注) 提出された出願関係書類及び納付された受験料は返却いたしません。

6. 募集期間

平成26年7月14日（月）～平成26年8月29日（金）17:00

（注）郵送の場合、平成26年8月29日（金）までに必着

7. 願書請求先及び提出先

一般社団法人 沖縄県留学振興会

〒900-0012 沖縄県那覇市泊1-5-8 渡口興産ビル305号室

TEL: 098-863-3781 FAX: 098-869-6595

（注）出願書類等の様式は、振興会のホームページ（www.opsac.jp）からダウンロードしてください。（Acrobat Readerが必要です。）

8. 選考試験

(1) 第1次選考試験（筆記）

試験日時	平成26年9月6日（土）9:00～12:00（予定）
試験会場	沖縄県総合福祉センター（予定）
試験科目	適性検査 小論文（日本語及び当該国の言語又は英語）
合格発表	平成26年9月26日（金）（予定）

(2) 第2次選考試験（面接）

試験月日	平成26年10月11日（土）（予定）
試験会場	沖縄県総合福祉センター（予定）
試験科目	面接試験 （日本語及び英語による面接。ただし、英語圏以外は当該国の言語による面接も行います。）
合格発表	平成26年11月7日（金）（予定）

9. 結果の通知

- (1) 第1次選考試験（筆記）の結果については、平成26年9月26日（金）を目途に本人へ通知します。なお、第1次選考試験（筆記）合格者に対し、第2次選考試験（面接）を行います。面接試験詳細については、結果と併せて通知します。
- (2) 第2次選考試験（面接）の結果は、平成26年11月7日（金）を目途に、本人へ通知します。なお、第2次選考試験（面接）の合格者に対しては、任命権者へも併せて通知します。
- (3) 各試験の結果につきましては、振興会より郵送で通知します。
- (4) 選考の結果、不採用になった場合、その理由などについての照会には一切応じられません。

10. 留学内定者の決定

- (1) 第1次選考試験(筆記)及び第2次選考試験(面接)の合格者を留学内定者とします。
- (2) 希望派遣国の決定は平成26年11月7日(金)までとします。決定後は派遣国の変更は原則認められません。
- (3) 留学内定者は留学助成契約を振興会と締結することとなり、締結後は就学予定の専門分野の変更は認められません。
- (4) 書類に虚偽が発見された場合及び本事業の留学内定者としてふさわしくないと判断される行為があった場合は、決定後であってもこれを取り消すことがあります。
- (5) 短大、大学、大学院、研究機関等の「入学(受入)許可の取得手続」、「派遣先に渡航するために必要な査証申請手続」、「所属機関等からの派遣承認等の取付け」並びに「振興会との打合せ等」は留学内定者が各自で行ってください。
- (6) 振興会は沖縄県教育委員会と結びつきのある大学を含む、留学先高等教育機関推薦リストを用意しています。
- (7) 振興会の指定日までに語学能力を証明する公式の入学許可書の提出がない者は内定を取り消されます。

11. 留学内定者に対する語学研修

語学研修を条件に内定した合格者は、自己負担で語学研鑽を行い振興会の指定する留学出発前の期日までに公式の入学許可書の写し等を提出しなければなりません。

12. 派遣開始時期：平成27年4月以降

- (1) 学位取得を目的とする者の派遣期間の開始は、正規課程の新学期開始とします。
- (2) 学位取得を目的としない者は、原則として平成27年9月末日までに出国しなければなりません。

13. 留学生の決定

(1) 留学生の決定

短大、大学、大学院又は研究機関等から「入学(受入)許可」が得られた留学内定者を留学生として決定します。

(2) 留学助成契約の締結

留学生として決定を受けた者は、振興会との間に留学助成契約を締結しなければなりません。

(3) 派遣期間の短縮又は派遣の延期

諸般の状況によっては派遣期間の短縮又は派遣が延期されることがあります。

14. 留学費用の助成

沖縄県教育委員会は、留学生に対して、授業料（研究助成金）、海外傷害保険料、往復渡航費及び滞在費について、留学助成金として給与します。

（派遣国によって留学助成金の額は異なります。：別紙1参照）

15. 留学生の義務について

- (1) 学期の終了時に成績証明書を添付し、留学生生活状況報告を提出してください。万が一、留学先大学で懲戒処分を受けた場合、もしくは休学・長期欠席により学業継続の見込みがなくなった場合には速やかに報告してください。
- (2) 留学終了時には振興会へ帰国の連絡をし、帰国後60日以内に、留学報告書（所定用紙）に成績証明書や学位等取得を証する書類（該当者のみ）を添えて提出してください。また、帰国後の住所及び勤務先が留学前と異なる場合には、その変更についても報告する義務があります。
- (3) 留学先では社会のルールを遵守し、学業に専念してください。
- (4) 帰国後は、沖縄県教育委員会や振興会による海外留学に関するイベントへの参加協力が求められることがあります。
- (5) 帰国後は、県内の海外留学経験者をはじめ、県内大学外国人留学生など、沖縄県にゆかりのあるグローバル人材や海外に拠点を持つ県内企業等に参加を要請する、「グローバルうちなーネットワーク（仮称）」へ加入していただき、沖縄県の国際施策や国際交流事業に協力していただきます。

16. 申請書等に記載された個人情報の利用について

- (1) 沖縄県教育委員会また振興会は、平成17年4月1日に施行された「沖縄県個人情報保護条例」（平成17年3月31日条例2号）を準用し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。
- (2) 採用者の氏名、性別、職業・肩書、所属先及び研究テーマ等の情報は、沖縄県留学振興会の事業実績、留学生派遣者一覧、ホームページ等において公表することがあります。
- (3) 採用者の氏名、性別、職業・肩書、所属先及び研究テーマ等の情報は、沖縄県留学振興会の事業の広報のため、報道機関に提供することがあります。
- (4) 事業終了後、採用者及び推薦者は、本件事業に関するフォローアップのためのアンケート提出が義務付けられています。
- (5) 申請書に記載された連絡先に、沖縄県や振興会の他の留学派遣事業についての連絡をすることがあります。また、沖縄県や振興会の事業の各種案内を送ることがあります。

17. 留学生の派遣中止について

留学生が下記の事項に該当した場合には、派遣を中止することがあります。

- (1) 応募資格条件を満たさなくなったとき
- (2) 出願書類の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 留学助成契約締結後に「派遣国」「専門分野」と異なる留学をしていると認められたとき
- (4) 留学目的達成の見込みがないと判断されたとき
- (5) 留学生たるにふさわしくない行為があったとき
- (6) 留学助成契約書に違反する行為があったとき
- (7) その他、上記以外の事情により派遣の中止が適当と認められたとき

(別紙1)

留学助成金一覧表

平成 25 年 6 月

助成金①：渡航費、海外旅行保険料、授業料

派遣期間	地区	渡航費（往復）	海外保険料	授業料	合計
6ヶ月	—	308,000円	64,500円	600,000円	972,500円
1年	A地区	308,000円	129,000円	1,200,000円	1,637,000円
	B地区			600,000円	1,037,000円
2年	A地区	308,000円	258,000円	2,400,000円	2,966,000円
	B地区			1,200,000円	1,766,000円

A地区：B地区以外 B地区：助成金②表の丙地方及びタイ、大韓民国（※実績に応じて変更あり）

助成金②：滞在費（居住費等）

地区	金額	地域名・都市名
指定都市	110,000円	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
甲地方	95,000円	北米、欧州、中近東（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く） （主な都市）ボストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオーリンズ、ヴァンクーバー、トロント、モントリオール、アムステルダム、コペンハーゲン、フランクフルト、マドリッド、チューリッヒ、ブラッセル、ローマ、ハンブルグ、ウィーン、エルサレム
乙地方	79,000円	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 （主な都市）ソウル、ジャカルタ、マニラ、バンコク、ヤンゴン、クアラルンプール、プラハ、ブダペスト、ソフィア、タシケント、サンクトペテルブルク、シドニー、メルボルン、ウェリントン
丙地方	64,000円	アジア（インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く）、中南米、アフリカ （主な都市）北京、上海、台北、メキシコシティ、リマ、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブエノスアイレス、カイロ、ナイロビ、ケープタウン

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和25年法律第114号）及び「国家公務員等の旅費支給規程」（昭和25年大蔵省令第45号）による。

留学助成金の内訳

- (1) 助成金①：渡航費、海外旅行保険料、授業料等
- (2) 助成金②：滞在費（居住費等）

※助成金は上記の助成金①及び②の総額を支給します。

（留学助成金総額＝助成金①＋助成金②）

※助成金①、②は、上記の支給額を上限として実費額を支給します。

※留学助成金を超える費用については自己負担となります。

※上記の金額は予定額であり、変更される場合があります。